

新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

I 諮問事項

1 保険料率等の改定 (条例第15条の4、第15条の12、第16条の4)

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医 療 分	所得割	7.47/100	6.86/100	0.61/100	8.89ポイント
	均等割	38,400円	35,400円	3,000円	8.47%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	540,000円	540,000円	据置	—
支 援 金 分	所得割	1.96/100	2.02/100	△0.06/100	△2.97ポイント
	均等割	11,100円	10,800円	300円	2.78%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	190,000円	190,000円	据置	—
合 計	所得割	9.43/100	8.88/100	0.55/100	6.19ポイント
	均等割	49,500円	46,200円	3,300円	7.14%
	限度額	730,000円	730,000円	据置	—
介 護 分	所得割	1.46/100	1.43/100	0.03/100	2.10ポイント
	均等割	15,600円	14,700円	900円	6.12%
	賦課割合	50:50	51:49	—	—
	限度額	160,000円	160,000円	据置	—

(平成29年度保険料率算定を取り巻く状況)

〔医療分〕

○特別区全体として、以下のとおり見込んで算定し、結果として、賦課総額(医療分)は増加した。
(資料3参照)

- ①被保険者数は、社会保険への加入増と後期高齢者医療制度への移行により減少する。(減要素)
- ②療養給付費は、被保険者全体に占める前期高齢者の加入割合が増加し、さらに調剤医療費の増加の影響により、1人当たり医療費が増加する。(増要素)
- ③前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費が増加するため概算交付額が増加し、前々年度精算分としての返納額が減少するため、総額は増加する。(減要素)
- ④1人当たり療養給付費の増を勘案し、高額療養費等の賦課総額算入率を当初予定の84/100から75/100に変更し算入する。(約256億円)(増要素)

〔支援金分〕

○特別区全体として、以下のとおり見込んで算定し、結果として、賦課総額(支援金分)は減少した。
(資料3参照)

- ①後期高齢者支援金は、加入者1人当たり負担見込額の減により、前々年度の精算分としての還付額が増加するものの、総額は減少する。(減要素)
- ②病床転換支援金は、負担が課されないこととし、反映。

〔介護分〕

○特別区全体として、均等割額は前年度比900円の増である。

○新宿区の介護納付金は、概算分について介護サービスの増加傾向により増加(28年度比で約98万円増)が見込まれるもの、同納付金の前々年度の精算分の影響などの理由から全体の保険者負担額は、約1,430万円の減である。(資料2参照)

2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
医療分	7割減額	26,880円	24,780円	2,100円
	5割減額	19,200円	17,700円	1,500円
	2割減額	7,680円	7,080円	600円
支援分	7割減額	7,770円	7,560円	210円
	5割減額	5,550円	5,400円	150円
	2割減額	2,220円	2,160円	60円
介護分	7割減額	10,920円	10,290円	630円
	5割減額	7,800円	7,350円	450円
	2割減額	3,120円	2,940円	180円

（改正の理由）

○医療分、支援分、介護分のそれぞれの均等割額の改定に伴い、減額する額を改定する。

3 介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合の改定（条例第16条の4）

介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合を所得割について「100分の51」を「100分の50」に、均等割について「100分の49」を「100分の50」に改める。

II 法令改正等に伴う条例改正

1 国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について（条例第19条の2）

平成28年12月22日「平成29年度税制改正大綱」が閣議決定され、「国民健康保険税均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」が見直されることになった。今後、国民健康保険料についても、同様の政令改正が予定されているため規定を改める（5割軽減・2割軽減の判定基準を見直す。）。

2 基礎賦課額の所得割額の算定基礎及び均等割額の軽減判定の算定基礎としての「他の所得と区分して計算される所得の金額」に列記している規定の整理について（条例第15条、第19条の2）

地方税法及び所得税法の改正に伴い、国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険料の所得割額の算定基礎及び国民健康保険料の均等割額の軽減判定の算定基礎である「他の所得と区分して計算される所得の金額」の規定が見直された。このため、国民健康保険法施行令の改正内容に合わせ、規定を改める。